

埼玉県医師国民健康保険組合から組合員の皆様へのお知らせ

組合員資格の確認調査を実施します。(前回実施：令和4年度)

令和7年8月中に事業所宛に調査書を送付させていただき、以下のとおり実施を予定しておりますので、該当の事業所形態等①～⑤の添付書類を事前にご確認ください。(調査書ではその他、住所地、職種(准組合員のみ)を確認させていただく予定です。)

1. 対象者 組合員・准組合員登録者(令和7年7月1日現在)

2. 提出書類 調査書及び添付書類

【①個人事業所(社会保険非適用事業所)】

区分	添付書類
組合員(専従者である医師含む)	不要(調査書のみ提出)
組合員(専従者でない勤務医師)及び准組合員	雇用関係を証明する書類いずれか一つ(雇用保険被保険者証、労働者名簿、出勤簿(タイムカード(直近一月分))、雇用契約書、源泉徴収票等の写し)

【②個人事業所(社会保険適用事業所)】

区分	添付書類
組合員(専従者である医師含む)	不要(調査書のみ提出)
組合員(専従者でない勤務医師)及び准組合員	常勤 8月頃までに年金事務所から送付されてくる「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し(注1)(注2)
	非常勤 雇用関係を証明する書類いずれか一つ(雇用保険被保険者証、労働者名簿、出勤簿(タイムカード(直近一月分))、雇用契約書、源泉徴収票等の写し)

(注1)「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」は、8月頃までに年金事務所から事業所宛送付されるものです。

(注2)70歳以上の常勤の(准)組合員は、「70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」の写しを添付ください。

【③法人事業所】

区分	添付書類
組合員	8月頃までに年金事務所から送付されてくる「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し(注1)(注2)
組合員(事業主でない医師)及び准組合員	常勤 8月頃までに年金事務所から送付されてくる「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し(注1)(注2)
	非常勤 雇用関係を証明する書類いずれか一つ(雇用保険被保険者証、労働者名簿、出勤簿(タイムカード(直近一月分))、雇用契約書、源泉徴収票等の写し)

(注1)「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」は、8月頃までに年金事務所から事業所宛送付されるものです。

(注2)70歳以上の常勤の(准)組合員は、「70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」の写しを添付ください。

【④非常勤勤務医師】

区分	添付書類
組合員(専従者である医師含む)	不要(調査書のみ提出)
組合員(専従者でない勤務医師)	雇用関係を証明する書類いずれか一つ(雇用保険被保険者証、労働者名簿、出勤簿(タイムカード(直近一月分))、雇用契約書、源泉徴収票等の写し)

【⑤自宅会員医師】

区分	添付書類
組合員	医業に従事していることを証明する書類いずれか一つ(委嘱状、在籍証明書、契約書、選任届等の写し)

3. 提出期限 **令和7年9月30日(火) 必着**